

令和 6 年度

上尾市立芝川小学校いじめ防止基本方針



令和 6 年 4 月 1 日策定

目 次

はじめに ······	1
1 いじめの定義といじめに対する基本認識 ······	2
(1) いじめの定義 ······	2
(2) いじめの基本認識 ······	2
2 いじめに取り組むための組織 ······	2
(1) 設置目的 ······	2
(2) 組織の構成員 ······	3
(3) 活動内容 ······	3
(4) 関係機関との連携 ······	3
3 いじめの防止 ······	4
(1) 教師の言動・姿勢 ······	5
(2) いじめを許さない学級づくり ······	5
(3) わかる授業づくり ······	6
(4) 道徳教育の推進 ······	6
(5) 児童によるいじめ防止の取組 ······	6
(6) ネットいじめへの対応 ······	6
(7) その他 ······	6
4 いじめの早期発見・早期対応 ······	7
(1) いじめの早期発見 ······	7
(2) いじめに対する措置 ······	8
(3) 重大事態への対応 ······	11

はじめに

本校では、「いじめは、決してあってはならないことである。しかし、事の大小はあれ、いじめの芽はどこの学校にも存在する。」という認識のもと「いじめ問題等への取組」を作成・発信し、いじめの根絶・早期解決に取り組んできた。

上尾市立芝川小学校いじめ防止基本方針（以下「芝川小学校いじめ防止基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・上尾市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

上尾市立芝川小学校では、いじめを次のように定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(2) いじめの基本認識

いじめには、次の7つの特徴がある。

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
→「きもい」「くさい」「むかつく」「死ね」などの言葉から始まる
- 2 いじめとふざけの境界線がわからにくく事実が見えにくい
→プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 いじめは集団化してくる
→いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化する
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
→いじめに気づかないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
→いじめる側の児童が、いじめられる側になることがある
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
→暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
→教師の不用意な発言や児童への接し方が、児童をいじめの対象にしてしまう

2 いじめ問題に取り組むための組織（いじめ対策支援チーム）

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校が、いじめの防止等のために設置する「いじめ対策支援チーム」を中心核に校長のリーダーシップの下、全職員の協力体制を確立し、学校設置者とも適切に連携し、いじめ根絶に向けて取り組む。

(1) 設置目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うために設置する。

(2) 組織の構成員

生徒指導主任を中心とし、校長、教頭、主幹教諭、教育相談主任、養護教諭で構成する。
ただし、事案により、学年主任、担任等を加えるなど柔軟に組織する。

(3) 活動内容

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

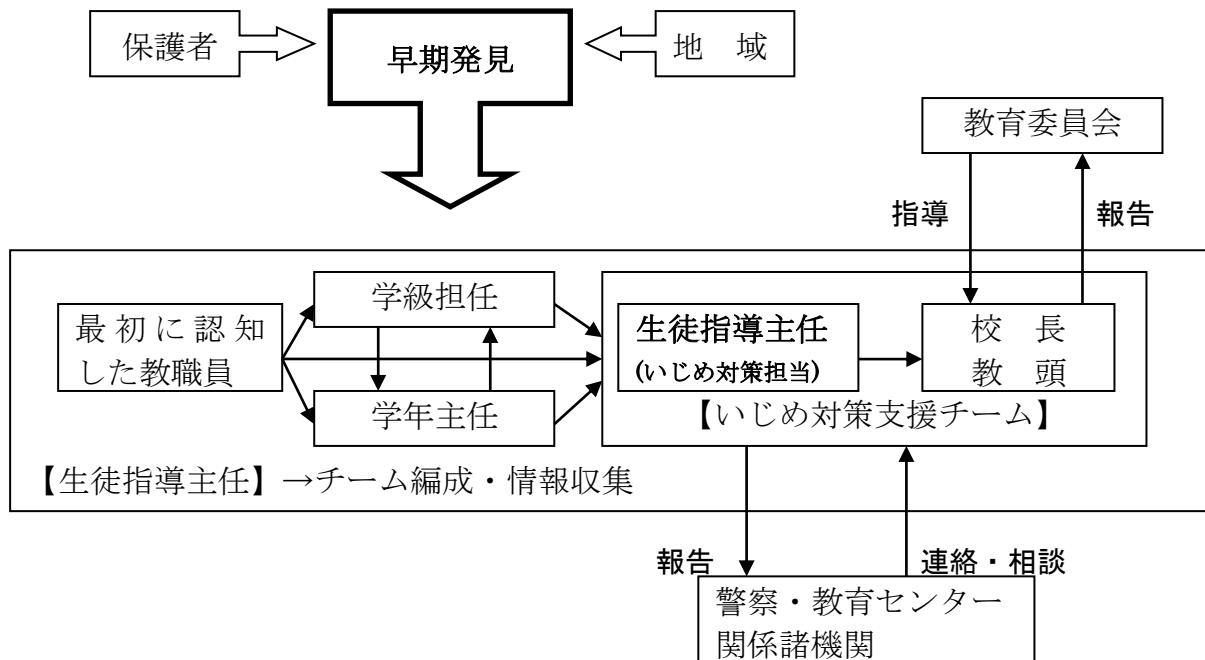
ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

(4) 関係機関との連携

ア 保護者との連携、協力依頼等

イ 教育委員会との連携

ウ 警察等との連携



3 いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること

等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規

律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

問題を起こしそうな児童に特化することなく、また当面の問題のみならず将来の問題にも対応できるよう、全ての児童が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標として教育的予防に努める。

(1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、いじめられる側にも問題があるという考え方で接することのないように留意する。共感的態度で話を親身に聴くようとする。また、日頃から温かい言葉掛けをして信頼関係を築いておくことが大切である。

ア 教師が「いじめはあるもの」との認識を持つ

「いじめはない」と思い込みます、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

イ 目配り・気配り・心配り

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後など教師の目が届きにくくところで多く行われることが多い。そのため、児童一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

ウ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、「誠意をもった態度」が相談しやすい「先生」になる。

エ 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、「迅速で誠意ある対応」が、保護者との信頼関係を醸成する。

(2) いじめを許さない学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次の3点について取り組む。

ア 子ども一人一人のよさが發揮され、お互いを認め合う学級づくりを進める。

- イ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- ウ 人権意識の欠如した言葉づかいをしない集団を育てる。

(3) わかる授業づくり

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

- ア 個に応じたきめ細かい指導に努め、一人一人が確実に学力を身に付ける授業を行う。
- イ グループ学習など小集団を活用する授業を行い、児童の学び合いを大切にする。
- ウ 自己決定、自己存在感、共感的人間関係を育てる、児童が主体となる授業を推進する。

(4) 道徳教育の推進

いじめの未然防止のための道徳教育を推進する。

- ア いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- イ 思いやり、生命、人権を大切にする指導の充実に努める。

(5) 児童によるいじめ防止の取組

児童によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する。

- ア 児童会を中心に、「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」を活用した呼びかけ等いじめ防止に向けた取組を行う。また、各クラスへ掲示し、いじめの未然防止に努める。
- イ 毎月行う「ふれあいタイム」を中心に異学年交流を充実させ、集団体験活動を通して、よりよい集団づくりを行う。
- ウ いじめに対する「行動宣言」を行い、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とする。

(6) ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。
- イ ネットいじめにも素早く対応する。その際、保護者との連携を密にし、重大事案に発展しないよう対処する。

(7) その他

- ア 教職員の研修会を定期的に開催し、いじめに対する教職員の指導力向上・資質向上を図る。

イ いつでも誰とでも教育相談ができる体制を整え、教育相談の充実を図る。

ウ いじめのない学校生活を送れるよう児童が「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」の作成を行う。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くする。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報をおこなうことは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる指導をする。

さらに、問題に対する専門的な知見を踏まえ、早期発見・早期対応を徹底したり、更に一歩進めて発生を予測したりするなど治療的予防に努める。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア 教員のアンテナを高くし、児童や地域からの情報を集める。

イ いじめに関するアンケートを実施する。

- ・ 「学校の生活アンケート」を毎月実施する。

ウ 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト(教職員用)」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときは、生徒指導主任や学年主任に相談する。

エ 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

オ Q-Uの活用

カ 小中連携での情報共有

(2) いじめに対する措置

教職員全員で組織的にいじめ問題に取り組む体制を作る。

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ対策支援チーム」を編成し、組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

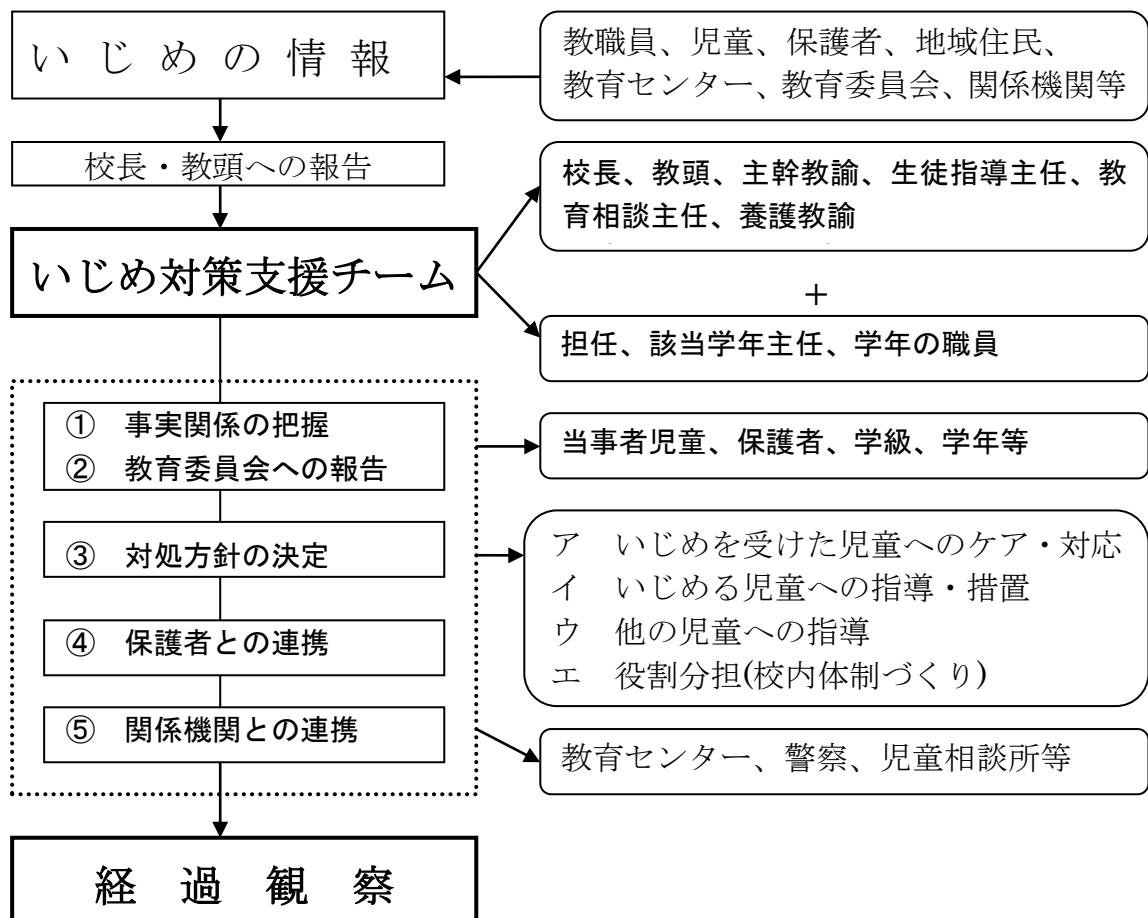
また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ア いじめを発見・通報を受けた場合は、「いじめ対策支援チーム」で組織的に対応する。
- ・ 情報を整理し、緊急度、危険度を確認し、速やかに今後の対応方針を決定する。
 - 該当児童、状況を知っている児童などに事情を聞き、事実を確認する。
 - 事情を聞くときは、複数の教員で対応し毅然とした態度で行う。



イ いじめる児童・保護者への指導・措置

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、行為に対しては、毅然とした態度でいじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

ウ いじめを受けた児童・保護者へのケア・対応

被害児童に立った指導を基本として、「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴くようにし、心の傷に十分配慮した支援を行う。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

エ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

オ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

カ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努め、一人一人が傍観者にならず、勇気を持つことでいじめはなくなっていくことを指導する。

- ・ 話合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

キ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場面であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事態への対応

重大事態については、上尾市いじめの防止等のための基本的な方針に規定されている。

本校では、重大事態が発生した場合には、次のとおり速やかに対応する。

ア 重大事態発生の報告

- ・重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ事態発生について報告する。

イ 重大事態の調査組織を設置

- ・第22条に基づく学校の組織を母体として、必要に応じて関連中学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加える。

ウ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・事実に向き合おうとする姿勢を保持する。

エ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で提供する。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。

オ 調査結果を学校の設置者に報告

- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・調査結果を基に、学校が主体的に再発防止に取り組んでいく。

キ 「芝川小学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し